

確定申告の準備

償却資産の申告期限は1月末です

提出期限
1月31日(金)

消印有効

2月17日(月)から確定申告が始まります。申告を受ける人は次のことを事前準備してください。

●農業所得の申告をする人

売上・経費がわかる帳簿、領収証(科目)とに分かるよう(に)など。

●医療費控除を受ける人

医療費控除を受ける人

くらしの情報

国民健康保険 智頭病院

あなたの資格を活かしませんか!

職員募集

●看護師(短大卒)…188,900円~

採用人数
若干名

●生活相談員(大卒)…172,200円~

採用人数
1名

●介護福祉士…144,500円

採用人数
若干名

新規卒業者はもちろん、せっかく資格を持っているながら一度医療の現場を離れて再就業への不安を感じている方もご相談に応じます。
まずはお気軽に施設見学や面接を受け、不安解消してみませんか?

■病棟・外来・透析・老健・デイケア・訪問看護ステーション勤務

随时募集中!!

交替制勤務、パート就業等の勤務形態については面接時にご相談に応じます。

※職歴等考慮して給与を決定します。

※扶養手当・住居手当・通勤手当などの諸手当も条件に応じて支給します。

応募／お電話で面接日時を調整のうえ、
資格免許証の写しと履歴書をご持参下さい。

国民健康保険 〒689-1402 智頭町智頭1875

智頭病院 ☎0858-75-3211

(担当／事務部・寺谷)

●詳しくはホームページをご覧下さい。 [智頭病院] [検索]

冬の森林セラピー「スノーシュー」



本町の冬山は積雪が多く、今まで冬季の魅力を十分に発信することができませんでした。冬山には、雪の中でも凛と立ち、力を蓄えて春を待つ木々、たくましく生きる動物の営みなど、冬にしか見ることのできない自然があります。そこで、多くのお客様にその魅力を紹介できるよう、スノーシューニー体験を始めます。町民の皆さまも、冬山の魅力を体感してみませんか。

※町民の皆さまは、体験料無料です。

問合せ先 観光協会 ☎76-1111

役場山村再生課 ☎75-3117

冬休みを利用して 予防接種を受けましょう!

本町では、ヒブ、肺炎球菌、BCG、四種混合(あるいは三種混合・ポリオ)、二種混合、日本脳炎、麻疹・風疹・水痘混合の定期予防接種を行っています。該当のお子さんには接種券を個別に通知、あるいは訪問、健診、保育園でお渡ししています。前もって医療機関へ予約し、接種券、予診票、母子手帳を持って接種しましょう。なお、各予防接種を無料で接種できる期間は決まっています。期間内に接種しましょう。

大切な感染予防 ～バイキンに負けないために～

冬は、インフルエンザやノロウイルスの発生など様々な感染症が流行しやすい季節です。感染症に罹患しないためにも、予防の意識をもつことが大切です。次のポイントをあさえて感染予防に努めましょう。

- ① 休養と睡眠を十分にとること
- ② マスクの着用やうがいをすること
- ③ まめな手洗いをこころがけること

問合せ先 保健センター福祉課 桑原
☎75-4101

消防用物品の購入について

このほど、コミュニティ助成事業(地域防災組織育成事業)として椅子180脚、机30台を購入しました。コミュニティ助成事業とは、宝くじの社会貢献広報事業の一環として、地域住民の消防活動に対する認識を深め、消防活動の健全な発展と住民の向上に寄与するものです。



問合せ先 役場総務課 竹内 ☎75-4111

償却資産とは

個人や会社で工場や商店、農林業等を営んでいる人が、その事業のために使用している土地・家屋以外の事業用資産(構築物、機械、備品等)を償却資産といい、固定資産税が課税されます。

1月1日現在に所有している事業資産について、償却資産申告書を作成し、提出してください。昨年まで申告している人は、12月に送付済みの「償却資産申告書」

*申告書は2部ありますので、1部(提出用)を提出してください。なお、控用に受付印が必要な人は2部とも提出してください。(郵送提出する場合は、返信用切手を貼った封筒を同封してください)

確定申告の準備

*申告書は2部ありますので、1部(提出用)を提出してください。なお、控用に受付印が必要な人は2部とも提出してください。(郵送提出する場合は、返信用切手を貼った封筒を同封してください)

申告の方法

1月1日現在に所有している事業資産について、償却資産申告書を作成し、提出してください。申告書が届かない人、また初めて申告する人は下記まで連絡をお願いします。

申告書が届かない人、また初めて申告する人は下記まで連絡をお願いします。

調査協力のお願い

申告書の受理後、地方税法に基づいて調査を行ないますので協力をお願いします。

調査に伴い資産の申告もれなどが判明した場合は、申告内容の修正が必要となります。申告もれや申告内容に修正があったときは、翌年度まで遡及し課税されますが、その年度だけでなく資産を取得された翌年度まで遡及し課税されます。また不申告については、料金が課せられます。

問合せ先 税務住民課 田中・西尾 ☎75-4117

提出期限
1月31日(金)

消印有効